

# 【火災保険・地震保険調査依頼マッチングサービス(リペマ)利用規約】

## 第1条 (本規約)

本利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社Freest（以下「当社」といいます。）が管理及び運営する火災保険・地震保険申請サポートサービスのマッチングサイト【リペマ（ripema）】の利用及びこれに付随する各種サービス（以下、総称して「本サービス」といいます。）について、お客様（以下、ご契約頂いたお客様を「依頼者」といいます。）が本サービスを利用するにあたり、適用されるものです（以下、当社と依頼者との間における契約を「本契約」といいます。）。

## 第2条 (本規約の追加変更)

1. 当社は、依頼者に対して、本サービスの運営上、利用規約に追加又は変更の必要が生じた場合、契約締結時に予めご提供いただいた電子メールアドレスに宛てた電子メール（以下「メール」といいます。）にて告知するものとします。なお、利用規約の追加又は変更については、民法所定の方法にしたがうものとします。
2. 依頼者が申込時において申請された電子メールアドレスは、受信可能な状態にあるものとして（電子メールアドレスに変更がある場合には、必ず依頼者より、当社宛にご連絡下さい。ご連絡がない場合の不利益は依頼者において負うものとします。）、当社が電子メールを送信した場合、通常到達すべきときに、当該電子メールが到達したものとみなします。

## 第3条 (本サービスの目的及び提供サービス)

1. 本サービスは、当社の提携事業者（以下「事業者」という）と依頼者をマッチングするプラットフォームサービスになります。当社は、以下を本サービスの内容としております。
  - ① 本サービスの運営
  - ② マッチング後の依頼者と事業者間のコミュニケーションのサポート
  - ③ 当社が受領するマッチング手数料（第1条に定義します。）から、事業者が依頼者に対して請求する調査費用等のほか、依頼者が本サービスを利用したことに伴い事業者に対して発生する費用を支払う作業
  - ④ その他本サービスを円滑に行うために必要な業務また、事業者が依頼者に対して提供する業務の内容及びその範囲は、【依頼者において既に締結されている火災保険・地震保険契約に関し、その内容・解釈等について、第三者として意見を申し述べ、また、当該保険契約における保険金請求に必要な書類の作成に関する相談・支援(調査対象物件の申請前事前現地調査、損害額の算定に必要な金額見積書の作成、見積金額の蓋然性を示す調査報告書の作成)を行うこと】になります。なお、事業者は、事業者の責において依頼者に対して、自己の業務提供を行います。その対価となる費用については、当社が受領するマッチング手数料から支払うものとします。
2. 本サービスの内容は、前項記載のとおりであり、当社及び事業者が、依頼者の保険契約の締結（解約・切替等を含みます）について何らかの意見を申し述べるものではなく、また、その点について何ら責任を負うものではありません。加えて、当社及び事業者は、本サービスを利用した依頼者による保険金請求に関し、依頼者の代理人又は使者として、保険会社との間で交渉等を行うことはいたしません。
3. 当社は第1項に明記されているとおり、事業者と依頼者をマッチングする完全成果報酬型のプラットフォームサービスになるため、火災保険・地震保険申請サポートのサポート内容及びその保険金請求の申請結果において責任を負うことはいたしません。

## 第4条 (申込)

本サービスの利用を希望されるお客様は、当社所定の契約書に必要な事項を記入して、当社に提出するものとします。当該申込みをいただいたお客様は、当社所定の契約書の取り交わしをもって契約が成立し、また、本規約の内容に同意したものとみなします。

## 第5条 (特定商取引法律及びクーリング・オフについて (解約・キャンセル特約))

本サービスは、特定商取引法律に該当する「通信販売」にのみ該当します（訪問販売・電話勧誘販売・連鎖販売取引・業務提供誘引販売取引・特定継続的役務提供・訪問購入には該当しません）。また、第3条1及び同2項にも明記されているように、本サービスの利用は事業者との間におけるリフォーム等の契約の締結を必須とはしておらず、完全成果報酬型（報酬計算方法は、第1条にしたがいます。）での契約になり、いかなる場合でもクーリング・オフは適用いたしません。ただし、契約締結後の解約等については、第15乃至第18条に記載されている内容にしたがい、いかなる場合であっても各条項に定めたとおりとします。

## 第6条 (申込の拒否)

当社は、本サービスについて、申込みをしたものが、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、理由の開示なくその申込を拒否できるものとします（なお、契約成立後も本条に該当する事由が事後に明らかとなったときには、当社は何らの催告もなく、本契約を解約することができるものとします）。

- ① 本規約に違反する又は違反するおそれがあると当社が判断した場合
- ② 当社に提供された登録情報の全部又は一部に虚偽、誤記若しくは重大な記載漏れがあった場合
- ③ 過去に本サービス又は当社の関連会社が提供するサービスの利用を取り消された者である場合
- ④ 反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体又はその構成員、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ等、暴力、威力、脅迫的言辭や詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体若しくはその構成員又は個人）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営、経営に協力若しくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っている当社が判断した場合

## 第7条 (申請義務)

依頼者から調査依頼のあった物件（以下「本件調査物件」といいます。）につき、事業者による被災調査の結果、調査物件情報記載の保険（以下「本件保険」といいます。）に基づく保険金の支払の対象となる災害が確認できた場合、依頼者は、事業者作成の見積書及び報告書等の受領日から2週間以内に、保険会社に対して、保険金の請求を申請していただくものとします。なお、調査物件情報記載欄に複数の物件を記載いただいた場合、事業者の調査及び見積り発行は物件毎に行いますので、保険会社への申請につきましても、物件毎に申請していただきます。

## 第8条 (保険金が支払われない場合)

前条に基づく保険金請求に関する申請の結果、申請が認められず保険金が支払われない場合があることについて、依頼者は予め承諾するものとします（申請した金額から減額されることも当然に含まれます）。なお、保険金が支払われない場合は（まったく支払われない場合を意味し、一部支払われる場合は含みません。）、マッチング手数料（及びこれに含まれる事業者に対する支払費用）は一切発生しません。

## 第9条 (容認事項)

依頼者において、過去に同一物件について、火災保険・地震保険申請を行っていた場合、該当箇所を修繕せずに、再度の申請は行うことは出来ません。

## 第10条 (通知義務)

1. 第7条による申請の結果、本件保険の保険会社より、給付金の支払い可否の連絡及び申請に関わる問い合わせがあった場合、依頼者は、当社が事前にメール等で延期に同意したときを除き、連絡が来た日より5日以内に当社の指定する方法で、当社に対して、その旨を通知するものとします。
2. 前項の期限内に、当社に対して通知がされず、かつ、当社が依頼者と連絡をとる努力を行ったにもかかわらず、連絡が取れず、当社において、本サービスの継続的な提供が不可能と判断した場合、依頼者は申請どおりの保険金を受領しているものとみなし、依頼者は、当社に対して、次条にしたがって、当社に対してマッチング手数料を支払うものとします。

## 第11条 (費用及び支払方法)

1. 加入保険会社より、本サービスを利用した依頼者に対して保険金（ただし、名称の如何を問わず、実質が保険金給付であるすべての費用を含みます。）が支払われた場合、依頼者は、当社に対して、依頼社が保険会社より受け取った金額の総額の3.5%（消費税別）を、マッチング手数料（成功報酬金、た

- だし、当該金額には、依頼者が本サービスを利用して契約した事業者に対する対価も含むものとします。)として、保険会社より支払いがあった日から5日以内に(ただし、当社が事前にメール等で延期に同意したときは除きます)、当社指定の口座に振り込み送金する方法により支払うものとします。なお、振込手数料は依頼者の負担とします。
- 依頼者が、別紙「調査依頼マッチングサービス(リペマ)契約書締結に際してのご確認事項」記載の、「写真OKキャンペーン利率」を適用される場合は、前項の「35%」を、「30%」と読み替えるものとします。
  - 支払期日までにお支払いいただけなかった場合は、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を支払っていただきます。
  - 第1項のお支払いについては、振込明細書をもって領収書と代えるものとします。また、依頼者都合の不当な費用の未納等により、当社において内容証明郵便の費用や裁判費用等、本来予定されていない費用が発生した場合、当該費用は依頼者の全額負担として、本来の請求額に加算するものとします。

#### 第12条(支払い通知書の送付)

- 加入保険会社から、依頼者に対して、支払い通知書が送付されたときには、依頼者は、当社に対して、当該通知書を改竄せず、直ちにその写しを提出するものとします。また、支払いが拒否された場合も、その事実を確認する趣旨で同様の取扱いをするものとします。
- 前項の通知書について、依頼者は、当社が、調査を担当した事業者に情報共有することに同意します。

#### 第13条(問い合わせへの対応)

依頼者は、第7条による申請後、当社及び事業者からの進捗状況の問い合わせに対して、速やかに回答する義務を負うものとします。

#### 第14条(契約の終了)

本件調査物件の調査の結果、当社又は事業者が本件保険に基づく保険金の支払の対象とならないと判断した場合、当社の判断により、本契約を解約できるものとします。その際、マッチング手数料等は一切発生しないものとします。

#### 第15条(キャンセル)

- 当社又は事業者より、依頼者に対して、本件調査物件の調査日についてご連絡した後、依頼者が当該調査をキャンセルする場合、決定した調査日の2日前までに連絡するものとします。この場合、キャンセル料は一切かからないものとします。ただし、決定した調査日の2日前までに連絡がない場合、依頼者は、当社に対して、キャンセル料として2万円(消費税別)をお支払い頂くものとします。
- 調査日の変更は、調査日前日までに依頼者と事業者間で協議を行うものとし、この場合、調査日変更の手数料等は発生しないものとします。なお、一度、調査日変更を行った後、再度キャンセルを行ったときには、前項の定めにしたがい、キャンセル料として2万円(消費税別)をお支払い頂くものとします。

#### 第16条(申請を行わなかった場合及び本件調査実施後の解約)

- ①事業者作成の見積書及び報告書等を受領したにもかかわらず、依頼者が第7条の指定期日以内に保険会社に対する保険金請求の申請を行わなかった場合、②本件調査実施後、依頼者が本契約を解約した場合、依頼者は、当社に対して、サポート費用として10万円(消費税別)をお支払い頂くものとします。
- 当該依頼者は、前項の場合、当社の指示に従い、事業者から受領した調査結果の資料をすべて返還又は破棄するものとします。なお、その際の処分費用は、依頼者の負担とします。

#### 第17条(保険会社への対応済み又は申請後の解約)

- 当社又は事業者に対して、依頼者からの解約通知が到達するまでの間に、事業者において、保険会社に対する被災状況の説明(保険会社による調査の立会等も含む)等の業務が行われていた場合、依頼者は、当社に対して、サポート費用として30万円(消費税別)をお支払い頂くものとします。
- 当該依頼者は、前項の場合、当社の指示に従い、事業者から受領した調査結果の資料をすべて返還又は破棄するものとします。なお、その際の処分費用は、依頼者の負担とします。

#### 第18条(当社に紹介された事業者との別契約)

依頼者は、当社が紹介した事業者との間で、当社を介さず、かつ、当社の許可なく、本件調査物件において、本サービスに類似する内容(火災保険・地震保険申請サポート、火災保険・地震保険を利用したリフォームを含む)での契約を締結してはならないものとします。

#### 第19条(調査結果の無断使用等)

依頼者が、第16条又は第17条の各2項に違反して、当社に無断で事業者の調査結果を使用して、加入保険会社に対して保険金申請を行い、保険金を受領した場合、又は、その他、本サービスを利用した結果、保険金を受領することに成功した場合、当社は、依頼者に対し、第11条1項の規定にしたがって、マッチング費用を請求することでき、依頼者はこれを支払う義務を負うものとします。

#### 第20条(免責)

- 当社のサービスは、第3条に定めるとおり、マッチングプラットフォームであるため、事業者との間におけるコミュニケーションのサポートを行うものの、事業者が作成した見積書・調査報告書・写真等、火災保険・地震保険申請に必要な書類内容及び作成までのプロセス(現地調査など)において、依頼者と、事業者、火災保険及び地震保険会社、その他当社以外の第三者と、何らかの問題が生じた場合、依頼者と事業者の責任と費用負担によりこれを解決するものとし、当社を免責とし、当社に金銭的負担は発生しないものとします。ただし、当社に故意又は重大な過失があるときにはこの限りではありません。
- 当社は、本サービスの利用により依頼者が損害を被った場合とはいえども、当社の故意または重過失による場合を除き、損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします(※依頼者は、3年以上前の被害など、保険申請対象外の被害だと自覚している場合は、調査時に事業者に告知する必要があることを理解し、告知せずに発生した損害についても含む。また、一度保険申請した箇所は、修理しなかった場合、被害が悪化したとしても、再度保険申請できないことも含む。)
- 本サービスの利用に関し当社が損害賠償責任を負う場合、依頼者が当社に本サービスの対価として支払った総額を限度額として賠償責任を負うものとします。
- 本サービスを經由しての事業者に対する依頼について、必ずしも事業者が本来独自に定める費用よりも、本サービス利用により当社が事業者に対して支払う費用が安くなるとは限らないことを依頼者は理解し、依頼者は本サービスを申し込むものとし、当該費用の差異を理由として、依頼者は、当社に対して、金銭的負担(又は返還)を求めることは出来ないものとします。

#### 第21条(合意管轄)

本サービスに関する一切の紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

規約改定日：2023年11月1日

<会社情報>

株式会社 Freest

〒251-0038

神奈川県藤沢市鶴沼松が岡 3-25-4

